

子育て世帯を応援する制度

児童手当などの申請を忘れずに

子育て中の世帯やひとり親世帯の生活の安定を目的に、児童手当や児童扶養手当などを支給しています。申請は、各総合支所（保原は市民課）で受け付けていますので、対象となる人は忘れずに手続きをしてください。

※必要書類などについては、お問い合わせください。

☎ こども支援課子育て支援係 ☎ 577-3128

児童手当

[対象] 15歳になってから最初の3月31日を迎えるまでの子どもを養育している人（父母などのうち、所得が多い人）

◇支給時期

支給日(※)	支給対象月
6月5日	2月～5月
10月5日	6月～9月
2月5日	10月～1月

※土、日、祝日の場合は前日。

◇支給額

区分	支給月額	
3歳未満	1万5,000円	
3歳以上 小学校修了前	第1、2子	1万円
	第3子以降	1万5,000円
中学生	1万円	
特例給付（所得制限限度額以上）	5,000円	

※所得制限によって児童手当が支給されない人には、特例給付が支給されます。

特別児童扶養手当

[対象] 心身に中度または重度の障がいがある20歳未満の子どもを養育している人

◇支給時期

支給日(※)	支給対象月
4月11日	12月～3月
8月11日	4月～7月
12月11日	8月～11月

※土、日、祝日の場合は前日。

◇支給額（1人あたり）

区分	支給月額（4月以降）
特別児童扶養手当の1級に該当	5万1,450円
特別児童扶養手当の2級に該当	3万4,270円

※本人や同居している親族の所得が限度額を超える場合は、支給されません。

児童扶養手当

[対象] ひとり親家庭で、18歳になってから最初の3月31日を迎えるまで（心身に一定の障がいがある時は、20歳未満）の子どもを養育している人

◇支給時期

支給日(※)	支給対象月
4月11日	12月～3月
8月11日	4月～7月
12月11日	8月～11月

※土、日、祝日の場合は前日。

※父または母が心身に重度の障がいがある場合や配偶者から暴力を受けている場合なども対象となります。また、年金額が児童扶養手当よりも低い場合は、差額を受給することができます。詳しくは、お問い合わせください。

◇支給額

区分（子どもの数）	支給月額（4月以降）	
1人	全部支給	4万2,290円
	一部支給	所得に応じて9,980円～4万2,280円
2人	1人の場合の金額に5,000円～9,980円を加算	
3人以上	3人目から1人増えるごとに3,000円～5,980円を加算	

※本人や同居している親族の所得が限度額を超える場合は、支給されません。

ひとり親家庭医療費助成

医療機関などに支払った1カ月の医療費の合計額が1,000円を超えた場合、超えた額を助成します。事前に資格登録の手続きが必要です。

[資格登録の更新]

受給資格の期間は、毎年8月1日（新規認定の場合は、申請の翌月）から翌年の7月31日までです。引き続き受給するための審査が毎年行われます。なお、受給資格を新規に登録する場合の申請方法は市ホームページをご覧ください。

[対象となる医療費]

保険診療の一部負担金、入院時の食事療養費
※健診、予防接種、容器代、個室ベット代、文書料などの保険適用とならないものは対象外。

※他制度で医療費の全部または一部の支給があった場合は、その額を差し引いた額を助成。

[助成期間]

児童の年齢が18歳に達した月まで（児童が学生の場合は、当該年度の3月31日まで）